

軽油引取税の免税制度

(農業を営む方へ)



1 農業を営む方

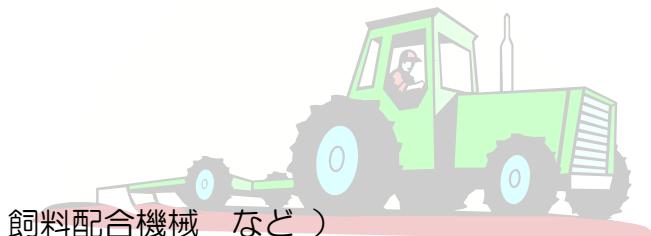
「農業を営む方」とは、個人・法人、また、専業・兼業に関係なく自己の判断に基づいて一連の農作業を反復継続して行い、その農作業における損益も自己に帰属する方をいいます。

また、農作業のうち基幹的な作業のすべての委託を受けて農作業を行う方も「農業を営む方」に該当します。

2 免税対象となる機械

免税軽油の使用対象となる農業用機械は、用途ごとに次のように定まっています。

- ① 耕うん整地用機械
　　トラクター、動力耕うん機 など
- ② 栽培管理用機械
　　田植機、病害虫防除機（動力噴霧機、動力撒粉機）、動力用カルチベータ、施肥用機械
　　播種機 など
- ③ 収穫調製用機械
　　コンバイン、乾燥機 など
- ④ 植物纖維用機械
　　わら加工機械、纖維加工用機械 など
- ⑤ 畜産用機械
　　飼料用機械（飼料断截機、飼料粉碎機、飼料配合機械 など）



- ※1 道路運送車両法に基づく登録（白ナンバー登録）を受けた機械は、免税の対象となりません。
- 2 ここに掲げた機械のほか、現に農業の用途に使用している機械がある場合には、個別にご相談ください。
- 3 上記対象以外の機械や農業の用途以外に免税軽油が使用された場合などは、軽油引取税が課税されるとともに罰則が適用されることもありますのでご注意ください。

新規に申請される場合は、申請書等の用紙をお渡しする必要がありますので、まずは最寄りの支庁・県民センターにご一報ください。

隠岐支庁県民局 税務課

TEL 08512-2-9616

島根県東部県民センター 自動車・諸税課

TEL 0852-32-5627

出雲事務所 不動産・自動車課税課

TEL 0853-30-5535

島根県西部県民センター 法人・軽油課税課

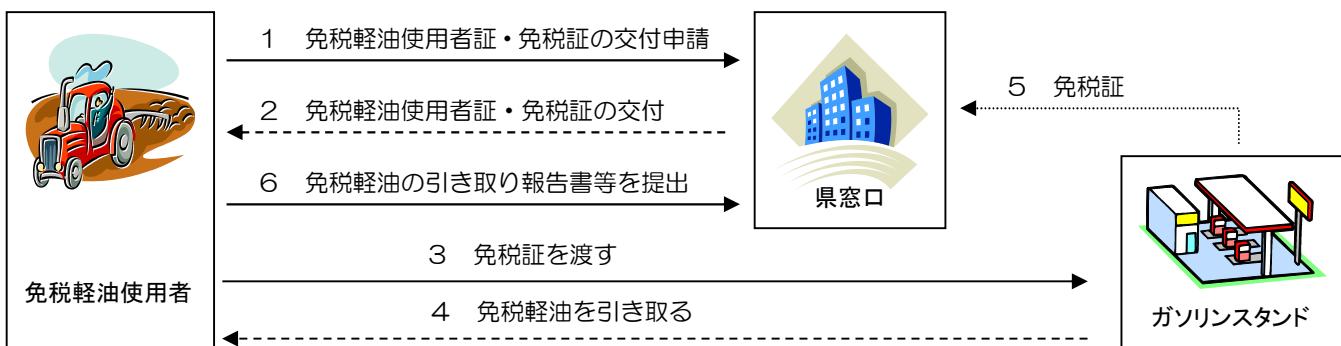
TEL 0855-29-5736

※このほか、県民センターの各地域事務所（雲南・県央・益田）でも申請書類の配布・取次を行っています。

3 免税の手続き

免税軽油を使用するためには、免税軽油使用者として県の認定を受けておく必要があります。この認定を受けたことを証する書類のことを「免税軽油使用者証」といいます。

免税軽油使用者証の交付を受け、次に「免税証」の交付を受けます。免税証には数量と購入先のガソリンスタンドが記載してあり、この免税証と引き換えに軽油を免税価格で購入することができます。



【免税軽油使用者証】

申請に必要な書類	交付手続き
<ul style="list-style-type: none">免税軽油使用者証交付申請書 (共同申請の場合は、免税軽油共同使用者証交付申請書)誓約書(県税に滞納がないこと等の要件を満たしていることを誓約する書面)市町村または市町村農業委員会が発行する耕作面積の証明書(農作業受託者の場合は農作業受委託であることの証明書も必要です。)免税用途に使用される機械を特定するための書類(写真、拓本、売買契約書等)島根県収入証紙 420円(手数料)報告期限特例申請書(使用見込数量が月2KL以下の場合のみ必要です。)	<ol style="list-style-type: none">免税軽油を使用する事務所または事業所を管轄する支庁・県民センターに申請書類を提出します。<u>(新規申請の場合は、申請書等の用紙をお渡しする必要がありますので、まずは支庁・県民センターにご一報ください。)</u>申請の内容等について、支庁・県民センターが必要な確認を行います。この確認には、場合によっては現地調査も含みます。支庁・県民センターの確認の結果、事業等の内容について免税の用途に該当するものと認められたら、免税軽油使用者証を交付します。免税軽油使用者証の有効期間満了後も引き続き免税軽油の引取りを希望される場合には、免税軽油使用者証の有効期間が満了する前に、あらためて免税軽油使用者証の交付申請を行います。

【免税証】

申請に必要な書類	交付手続き
<ul style="list-style-type: none">免税軽油使用者証(または免税軽油共同使用者証)免税証交付申請書(共同使用者は共同申請明細書を添付します。)所要数量計算書(使用見込数量が月2KL以下の場合は省略が可能な場合があります。) — 2回目以降は、加えて以下の書類も一必要です。<ul style="list-style-type: none">免税証返納書返納する免税証免税軽油の引取り等に係る報告書(納品書または領収書を添付します。)受払簿(使用数量が月2KL以下の場合は不要です。)	<ol style="list-style-type: none">機械の燃費・稼働時間などを基礎として必要な免税軽油の数量を算定し、免税軽油使用者証の交付を受けた支庁・県民センターに所要数量等を記載した申請書類を提出します。申請の内容等について、支庁・県民センターが審査を行います。審査の結果、適当なものと認められたら、申請内容に応じた免税証が交付されます。交付を受けた免税証および引取った免税軽油の使用状況等について「免税軽油の引取り等に係る報告書」により毎月末日までに報告します。(使用見込数量が月2KL以下で報告期限の特例適用を受けている場合は、免税証の有効期間(1年間)の満了までに報告します。)免税証の有効期間満了後も引き続き免税軽油の引取りを希望される場合には、あらためて免税証の交付申請を行います。この際、使用しなかった免税証は免税証返納書と一緒に支庁・県民センターに返納します。